

合志市防災アプリ等導入業務委託に関する質疑の回答(7月24日午後受付分)

	質疑内容	回答
1	「第3章 機器の要求仕様 3 配信設備 (4)自動起動機 ②」について 即時性のある通信方式を採用することありますが、SMTPによる方式は遅延が発生するリスクがあるため、即時性を担保できる通信方式とは消防庁が推奨しているソケット通信インタフェースもしくは同報無線自動起動インタフェースであると理解していますがよろしいでしょうか。	本市仕様書には遅延が発生しないことを要件としているため、SMTP方式が遅延発生 のリスクがある場合は本市の仕様要件を満たしておりません。 ただし、消防庁が推奨しているソケット通信インタフェースもしくは同報無線自動起動 インタフェースに限らず、遅延が発生しない通信方式があれば提案していただいて問題あ りません。
2	「第3章 機器の要求仕様 5 戸別受信機」について 戸別受信機はタブレット型端末による提案は可能でしょうか。可能な場合、当初整 備の250台と翌年度以降整備予定の2,000台について、バッテリーの経年劣化 (頻繁に利用する場合2～3年とされており、クレドール装着状態での運用は更に劣 化が早くなります)等に応じた更新費用を、住民宅、公共施設等に設置後の現地交 換費用も含めて提示する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。バッテリー消耗が激しく、2年程度で交換が必要があれば、交 換に要する経費を実態に即したタイミングでランニングコストに計上してください。
3	「第3章 機器の要求仕様 3 配信設備 (7)電源設備 ③」について J-ALERT受信機と連携させる為には、同室に通信機器類(ルータ、自動起動機 (サーバ)等)の設置が必要と認識しており、平行運用期間は非常用電源設備に接続 せず、一般商用電源(AC100V)に接続すれば宜しいかと思いますが、この場合、使 用可能な一般商用電源のコンセントの口は敷設されてますでしょうか。無い場合 は、電源工事が必要となり、ラック耐震工事も含めた施工が必要となりますが、その 認識で宜しいでしょうか。	使用可能な一般商用電源のコンセント口は敷設されてます。
4	「実施要領7-⑥-イ」について 翌年度以降の御見積作成にあたり以下ご教示ください。 ① 戸別受信機2,000台は翌年度に一括導入とのことですが、貴市のお支払いは 導入年度内の一括払いという理解でよろしいでしょうか。 ② 上記と異なる支払条件(複数年度にわたる分割払い等)をご想定の場合は、支払 回数・支払時期・債務負担行為の有無についてご教示ください。	①お見込みのとおり、導入年度内の一括払いの予定です。 ②については①で質疑の回答が完結しているため回答不要。
5	「仕様書 第2章-6-(7)」について 住民説明会が行われる会場は7ヶ所との記載がありますが、既に会場が決まってい るようでしたら会場名をご教示ください。	現状では以下7施設での実施を想定しています。 ①合志市防災拠点センター、②泉ヶ丘市民センター、③黒石防災拠点センター、④須屋市 民センター、⑤野々島防災拠点センター、⑥みどり館、⑦御代志市民センター
6	「仕様書 第2章-6-(9)」について 「毎月の利用料は本委託費には含まない」とありますが、利用する回線については 納品にあわせて落札事業者での用意が必要でしょうか。それとも納品時点では、回 線契約の無い携帯Wi-Fi2台のみの納品になりますでしょうか。また、回線契約が 必要な場合は導入翌年から10年間の標準経費には含まれますでしょうか。導入翌 年からの標準経費に含まれる場合、月間のデータ通信量についての指定はござい ますでしょうか。	利用する回線については納品にあわせて落札事業者での用意をお願いします。※通信 料については別途予算を確保いたしますので、別契約をする予定です。なお、本Wi-Fi 通信料は本委託費のランニングコストに計上不要です。
7	「仕様書 第3章-3-(4)」について (1)既存J-ALERT受信機の接続構成をご教示いただけませんか。 ① (衛星) -[J-ALERT受信機]-[SW-HUB]- (LGWAN接続系ネットワーク) -[庁内LAN] ↳ (インターネット接続系ネットワーク) -[ゲートウェイ]- (インターネット) ② (衛星) -[J-ALERT受信機]-[SW-HUB]- (LGWAN接続系ネットワーク) -[庁内LAN] また、仮に上記②の場合において、下記ご教示いただけませんか。 (2)庁内LANを介して、インターネットに抜けるルートはございますでしょうか、あ るいは特定接続先への接続許可は可能でしょうか。後者の場合、作業費用が必要と なると想定しますが、庁内LANを構築・保守されている会社様をご教示いただけま せんでしょうか。 (3)上記回答がない(不可)、かつ、J-ALERT受信機配下に[SW-HUB]がある場 合、接続可能な空きポートはございますでしょうか。 ※NECネットエスアイ様にお問い合わせしましたが、合志市様にご確認いただくよ う回答がございましたのでお問い合わせしております。	(1)既存J-ALERT受信機はLGWAN接続されておらず、本市防災専用のインターネット 回線を用いて運用しています。 (2)②の場合でないため回答不要 (3)既存J-ALERT受信機に関する問い合わせは連携事業者にお問い合わせください。
8	「仕様書 第3章-6-⑥」について 「仕様書 第3章-6-⑥」について質疑回答No.51にて「登録者の動作設定に応じ て、通知音の鳴動、本文の音声合成による読み上げ、バイブレーションが自動的に 開始される」とご回答いただいております。 つきましては、以下ご教示ください。 ①「登録者の動作設定に応じて」とは、アプリ利用者(登録者)が個別に、通知音の 鳴動・本文の音声合成読み上げ・バイブレーションの各機能をON/OFF選択できると いうことでしょうか。 ② 上記の場合、緊急放送時においてもユーザー設定を優先する形でしょうか。ある いは、緊急放送時はユーザー設定に関わらず全機能が強制的に自動開始される形 の想定になりますでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②緊急放送時にはユーザー設定に関わらず、必ず音声で防災情報を伝達できる機能を 要件としております。

	「仕様書 第3章 3配信設備(6)」について 7/15付の質疑回答で、テレホンサービスは、住民等が市指定の電話番号に架電する内容をご回答いただきましたが、7/16付質疑回答において、市側からも発信する形式(両方あり)との記載もありましたが、7/15付質疑回答の認識で相違ない理解で問題ないでしょうか。 以下、7/15付質疑回答 <table><tr><td>「仕様書 第3章3配信設備(6)」について</td><td>「仕様書 第3章3配信設備(6)」に記載しているテレホンサービスとは、住民等が市指定の電話番号に架電すると内容が確認できるサービスのことです。</td></tr></table> 以下、7/16付質疑回答 <table><tr><td>「仕様書 第3章-3-(1)-⑥」について</td><td>「登録した電話(固定電話、携帯電話)へ連携、配信」について、以下ご教示ください。 ①現在御市で運用されている既存サービスとの連携となりますでしょうか。あるいは、本業務において整備するシステム側で具備しておく必要がございますでしょうか。 ②①＝現在御市で運用されている既存サービスとの連携の場合において、連携調整を行うにあたり、構築・運営されている事業者様名やご連絡先をご教示いただけますでしょうか。 ③「①＝本業務において整備するシステム側で具備」の場合において、住民に対して配信された情報を、登録した電話番号に対して自動音声で発信する形式を想定しておりますが、この理解で相違ないでしょうか。加えて、同時に住民から発信して情報を確認できるガイダンス(自主架電型)の設置も必要でしょうか。</td><td>①②について 既存防災行政無線との連携は必要ありません。 ③について お見込みのとおり、両方とも必要です。</td></tr></table>	「仕様書 第3章3配信設備(6)」について	「仕様書 第3章3配信設備(6)」に記載しているテレホンサービスとは、住民等が市指定の電話番号に架電すると内容が確認できるサービスのことです。	「仕様書 第3章-3-(1)-⑥」について	「登録した電話(固定電話、携帯電話)へ連携、配信」について、以下ご教示ください。 ①現在御市で運用されている既存サービスとの連携となりますでしょうか。あるいは、本業務において整備するシステム側で具備しておく必要がございますでしょうか。 ②①＝現在御市で運用されている既存サービスとの連携の場合において、連携調整を行うにあたり、構築・運営されている事業者様名やご連絡先をご教示いただけますでしょうか。 ③「①＝本業務において整備するシステム側で具備」の場合において、住民に対して配信された情報を、登録した電話番号に対して自動音声で発信する形式を想定しておりますが、この理解で相違ないでしょうか。加えて、同時に住民から発信して情報を確認できるガイダンス(自主架電型)の設置も必要でしょうか。	①②について 既存防災行政無線との連携は必要ありません。 ③について お見込みのとおり、両方とも必要です。	本市仕様書には以下の2つの機能を記載しております。 ①本市から住民への防災情報伝達手段としての架電(仕様書 第3章-3-(1)-⑥) ▶事前に登録した電話番号にアプリや戸別受信機と同様の防災情報を架電によって伝達するものです。対象は事前登録した住民を想定しています。 ②市の発信した防災情報を住民が電話を通じて確認するテレホンサービス(仕様書-3-(6)) ▶市が発信した防災情報を電話を通じて聞き直すサービスです。 なお、7/15付質疑回答は上述②についてのみ回答したものととなります。 本市は7/16で回答したとおり上述①、②のいずれも要件としております。
「仕様書 第3章3配信設備(6)」について	「仕様書 第3章3配信設備(6)」に記載しているテレホンサービスとは、住民等が市指定の電話番号に架電すると内容が確認できるサービスのことです。						
「仕様書 第3章-3-(1)-⑥」について	「登録した電話(固定電話、携帯電話)へ連携、配信」について、以下ご教示ください。 ①現在御市で運用されている既存サービスとの連携となりますでしょうか。あるいは、本業務において整備するシステム側で具備しておく必要がございますでしょうか。 ②①＝現在御市で運用されている既存サービスとの連携の場合において、連携調整を行うにあたり、構築・運営されている事業者様名やご連絡先をご教示いただけますでしょうか。 ③「①＝本業務において整備するシステム側で具備」の場合において、住民に対して配信された情報を、登録した電話番号に対して自動音声で発信する形式を想定しておりますが、この理解で相違ないでしょうか。加えて、同時に住民から発信して情報を確認できるガイダンス(自主架電型)の設置も必要でしょうか。	①②について 既存防災行政無線との連携は必要ありません。 ③について お見込みのとおり、両方とも必要です。					
9							
	「実施要領 7-(2)-⑥ ランニングコスト」について 7/21付の質疑回答では、7/15付の回答を受け住民の方が架電する固定電話の想定件数という認識でしたが、7/16付の質疑回答においては、架電は市側からという印象を受けましたが、この年間で複数回の電話というのは、1つ目の質問の通り、住民の方が市側へ連絡するサービスという理解で問題ないでしょうか。 7/21付質疑回答 <table><tr><td>「実施要領 7-(2)-⑥ イ)ランニングコスト」について</td><td>現状では架電件数が不明ですので架電に伴う通信料についてはランニングコストへの計上は不要です。その他、現状で必要な経費等あればランニングコストに計上してください。なお、架電するためのシステム構築費等については本業務委託費に計上してください。また、100件は登録する電話番号の件数となり、100件に対して、年間で複数回架電する想定です。</td></tr></table> 7/16付質疑回答 <table><tr><td>「実施要領 7-(2)-⑥及び仕様書 第3章-3-(1)」について</td><td>「架電する固定電話の想定件数に要する経費」とは、仕様書 第3章 3(1)に記載いただいている「⑥ 登録した電話(固定電話、携帯電話)へ連携、配信すること」に関する費用(サービス利用料、通信料等)を指しますでしょうか。また、「100件」は年度単位の数量となりますでしょうか。</td><td>現状では架電件数が不明ですので架電に伴う通信料についてはランニングコストへの計上は不要です。ただし、架電するためのシステム構築費等については本業務委託費に計上してください。また、100件は登録する電話番号の件数となり、100件に対して、年間で複数回架電する想定です。</td></tr></table>	「実施要領 7-(2)-⑥ イ)ランニングコスト」について	現状では架電件数が不明ですので架電に伴う通信料についてはランニングコストへの計上は不要です。その他、現状で必要な経費等あればランニングコストに計上してください。なお、架電するためのシステム構築費等については本業務委託費に計上してください。また、100件は登録する電話番号の件数となり、100件に対して、年間で複数回架電する想定です。	「実施要領 7-(2)-⑥及び仕様書 第3章-3-(1)」について	「架電する固定電話の想定件数に要する経費」とは、仕様書 第3章 3(1)に記載いただいている「⑥ 登録した電話(固定電話、携帯電話)へ連携、配信すること」に関する費用(サービス利用料、通信料等)を指しますでしょうか。また、「100件」は年度単位の数量となりますでしょうか。	現状では架電件数が不明ですので架電に伴う通信料についてはランニングコストへの計上は不要です。ただし、架電するためのシステム構築費等については本業務委託費に計上してください。また、100件は登録する電話番号の件数となり、100件に対して、年間で複数回架電する想定です。	「実施要領 7-(2)-⑥ ランニングコスト」に記載している「架電する固定電話の想定件数に要する経費(100件)」とは、上述質疑9.で回答した①本市から住民への防災情報伝達手段として架電するためのシステム連携に係る費用となります。
「実施要領 7-(2)-⑥ イ)ランニングコスト」について	現状では架電件数が不明ですので架電に伴う通信料についてはランニングコストへの計上は不要です。その他、現状で必要な経費等あればランニングコストに計上してください。なお、架電するためのシステム構築費等については本業務委託費に計上してください。また、100件は登録する電話番号の件数となり、100件に対して、年間で複数回架電する想定です。						
「実施要領 7-(2)-⑥及び仕様書 第3章-3-(1)」について	「架電する固定電話の想定件数に要する経費」とは、仕様書 第3章 3(1)に記載いただいている「⑥ 登録した電話(固定電話、携帯電話)へ連携、配信すること」に関する費用(サービス利用料、通信料等)を指しますでしょうか。また、「100件」は年度単位の数量となりますでしょうか。	現状では架電件数が不明ですので架電に伴う通信料についてはランニングコストへの計上は不要です。ただし、架電するためのシステム構築費等については本業務委託費に計上してください。また、100件は登録する電話番号の件数となり、100件に対して、年間で複数回架電する想定です。					
10							